

創業に関する優遇措置一覧

優遇措置の内容	対象者	問合せ先
<p>会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社または合同会社 資本金の0.7%→0.35% 例：株式会社の最低税額 15万円→7.5万円 例：合同会社の最低税額 6万円→3万円 合名会社または合資会社 1件につき6万円→3万円 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後5年を経過していない個人の方で、練馬区内で会社を設立する予定の方 (既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外) 	<p>東京法務局 練馬出張所</p> <p>電話：03-5971-3681 備考：証明書原本が必要</p>
<p>創業関連保証の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人の方 新たに会社を設立して創業しようとする方 	<p>東京信用保証協会 池袋支店</p> <p>電話：03-3987-5445 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件の充足</p> <p>「自己資金に関し、創業資金総額の10分の1以上を有すること」という要件を満たしたものとみなす</p>	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区内で新たに事業開始予定または練馬区内で事業開始後に税務申告を2期終えていない方 	<p>日本政策金融公庫 池袋支店</p> <p>電話：03-3983-2131 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能 		
<p>東京都「創業融資」の創業支援特例の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資利率を0.4%優遇 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を営んでいない個人の方 新たに会社を設立して創業しようとする方 	<p>東京都産業労働局 金融部金融課</p> <p>電話：03-5320-4877 備考：証明書(写し)が必要</p>
<p>●練馬区産業融資あっせん制度「創業支援特別貸付」の申込要件に該当します。</p>		
<p>●国や東京都の創業に関する補助金・助成事業の申請要件に該当します。</p>		